

◆特集 危うい自衛連立の高市政権

「存立危機事態」とは!?

労働運動歴史研究者 石河 康国



「安政法制」と「集団的自衛権」の行使

「台湾有事は存立危機事態」という高市首相の答弁が日中関係を一気に悪化させたのはなぜでしょう。「存立危機事態」とは、2015年に成立した「平和安全法制整備法」（以下、安政法制）のキーワードです。「我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある事態」をさします。

「事態」を国会が「認定」すれば自衛隊は「他国」（米国）とともに「武力行使」ができるということです。これは他国にくわえられた攻撃にも対処する「集団的自衛権」の行使であって、「専守防衛」を建前としてきた安保政策の大転換です。当時の与党（自民・公明）は「事態」の例としてホルムズ海峡が封鎖され日本への石

油輸送が絶たれる場合などをあげ、封鎖を解除する米艦船が攻撃されたら自衛隊を支援に出すと例示しました。

これを「我が国の存立が脅かされる」事態というのはこじつけであり、自衛隊が海外での戦争に参戦するのは憲法9条違反だと、日本弁護士連合会をはじめ各界から異論が噴出しました。野党はこぞって反対し国会審議もストップ、国会に数十万人のデモがおしよせたことは記憶のことでしょう。

そして全国で25件の安政法制違憲訴訟が起こされ、なお係争中です。裁判所はこの種の案件では「憲法判断をさける」と逃げますが、「合憲」だという判決は最高裁ふくめ一つも出ていません。

「安保三文書」で戦争準備

その後「存立事態危機」を想定した戦争準備が進行し



原告「裁判所が政府の機関に成り下がった」安保法制違憲訴訟で全国初の憲法判断
「運用が限定的で明確に憲法違反とまでは
言えない」請求を棄却 仙台高裁

2023年12月5日

ています。米国の対中国包囲網はここ10年程で一気に強まりました。中国の内政問題である台湾問題に露骨に介入し、日本からオーストラリアにいたる軍事的な包囲線が形成されました。「三文書」は日米安保条約にもとづいて従来米国が矛（攻撃の役割）、日本が盾（防衛の役割）だったのが、この包囲線において日本も矛の役割を果たす諸方策を定めました。建前上独立していた陸海空の三自衛隊を「統合司令部」下におく（これは昨年実施）というのは、「台湾有事」の際には米軍と一体で戦えるようにするためです。

沖縄をはじめ日本各地に、住宅地のど真ん中にすら

ます。それは22年末に閣議決定された「安保三文書」（以下三文書）に代表されます。まず「安保法制」から踏みこんだのは「中国」を

「最大の戦略的挑戦」と名指したことです。台湾海峡の「有事」が含意され

米軍基地があります。原子力潜水艦や空母の寄港先も米軍基地です。「台湾有事」が勃発してしまつたらこれが攻撃対象になるでしょう。米軍への攻撃は直接日本への攻撃になるほかありません。日本に飛来するミサイルを何もせずに見ているのかと戦争が好きなき自民党や維新は騒ぎます。ここで登場するのが「敵基地攻撃能力」保有です。

「三文書」には「弾道ミサイル等による攻撃が行われた場合、：相手の領域において、わが国が有効な反撃を加えることを可能とする、スタンド・オフ防衛能力等」の強化が明記されています。中国本土までとどく長距離ミサイル配備です。米国産のトマホークミサイル購入や、国産ミサイルの長射程化など年間1兆5000億円ほど予算計上しています。日本に飛来するミサイルを撃ち落とすのは間にあわないので敵ミサイル基地をたたくべしというのが、「安保法制」に「存立危機事態」論の論理的な帰結なのです。

このような戦争準備のつみあげは、誰を敵と想定しているのか「あいまい」にしておこなわれてきましたから中国も黙っていました。ところが日本の最高権力者である高市首相が公然と「台湾有事は存立危機事態」だと明言したのですから、日中関係はたちまち最悪の状態に

◆特集 危うい自維連立の高市政権

なりました。

「存立危機事態」は意図的につくられる

総選挙では立憲民主党が公明党と衆議院で合体して「中道改革」を発足させるさいに、「安保法制違憲」の立場を転換しました。「中道改革」の政策には「安保法制が定める存立危機事態における自国防衛のための自衛権行使は合憲」とあります。しかし、「存立危機事態」は天から降ってくるものでも、地からわいてくるもので



25年3月、湯布院駐屯地に配備された12式地对艦ミサイル(上・左)と88式地对艦ミサイルの発射装置(上・右)

もありません。米国が中国を消耗させるため台湾に軍事援助をしたり、日本が中国向けのミサイルを配備したりして緊張を激化させる結果、中国は当然にも対抗措置をとらざるをえないでしょう。いつ何が起るか分からない緊張状態が、意図的につくりだされているのです。「存立危機事態」とは、武力を背景に「抑止力」によって他国をおどしつけようという勢力が、意図的につくりだすものです。

したがって「存立危機事態」という事態を起こさないのが政治の課題です。平和外交が実りあるものになるには、おたがいに軍事力を誇示することをやめ、率先垂範で軍縮に向かわねばなりません。いわんや内政問題に軍事介入を示唆するような言動は論外です。

子どもでもわかる現実に政治は立脚すべきです。「安保法制」違憲論を捨てることは、意図的につくりだされた「存立危機事態」を不可避の前提とすることであり、それは際限ない「抑止力」競争の蟻地獄におちることであり、本当に日本が戦争にまきこまれる危険性を高めるだけのことです。そうならないためにも非戦・非武装憲法9条の精神にたちかえり、「安保法制」違憲の旗をかかげつづけましょう。

(いしこ やすくに)